

令和7年度 江戸川区立平井西小学校 人権教育全体計画

人権に関する法令等

- ・日本国憲法
- ・教育基本法
- ・学習指導要領
- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- ・人権教育・啓発に関する基本計画
- ・東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例
- ・東京都人権施策推進指針
- ・東京都教育委員会の教育目標及び基本方針
- ・江戸川区教育委員会の教育目標・基本方針
- ・人権教育の指導方法等の在り方について
- ・児童の権利に関する条約
- ・江戸川区子どもの権利条例
- ・江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例 等

学校の教育目標

- 学校の教育目標
- ・やさしい心
 - ・じょうぶな心

目標策定の方針

- 時代・社会の要請
学校の実態
地域・保護者・学校の願い

人権教育の目標

- ・児童が正しい認識をもち、人権尊重の精神に基づいて解決を図ろうとする実践的な能力や態度を育てる。
- ・児童が相互に人権を尊重し合う望ましい人間関係を育てる。

目指す児童・生徒像

- ・偏見や先入観をもたずに、人・物・自然と素直に接することのできる子
- ・自他の人権を尊重し、命を大切にする子

人権教育に関する指導の実態把握

- ・道徳の時間や学級活動において計画的に行っている。
- ・気持ちのよいあいさつを通して、他人を思いやる豊かな心を育てることを生活指導の重点とする。

人権教育を通じて育てたい資質・能力（知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面）

- ・想像力及び、共感的に理解する力
- ・コミュニケーション力
- ・人間関係を調整する能力及び、解決方法を見出す能力

普遍的な視点からの取組と個別的な視点からの取組

- ・生命がかげがえのないものであることを知り、自他の生命を尊重する心を育てる。
- ・公德心をもってまわりを守り、自他の権利を大切にし、進んで義務を果たそうとする心を育てる。
- ・各教科、外国語活動、特別の教科道徳、総合的な学習の時間、オリンピック・パラリンピック教育を通して、人権課題に意図的・計画的に触れ、偏見や先入観をもたずに、人・物・自然と素直に接していこうとする意欲や態度を育てる。

学年・学級経営

- ・教職員が人権尊重の理念を十分に理解すること
- ・教職員が一人一人の子どもの人権を尊重すること
- ・学校の教育活動を常に検証すること

日常的な指導

- ・心が触れ合う場を設け、児童相互の人間関係を深めるようにする。
- ・日常における身近な差別的な事象や、基本的人権にかかわる問題、LGBTQ への理解等について児童が気付くようにする。

教科等の指導

- ・児童が主体的に学習するとともに、相互に助け合い、ともに向上するようにする。
- ・各教科の指導を通して、自他の生命を尊重する心情、態度を育てるようにする。

人権教育の年間指導計画作成のための方針

- ・人権教育にかかわる学級経営の目標を設定し、具現化する。
- ・一人一人の個性や能力を生かし、学級の一員としての存在感をもつことができるようにする。
- ・学級における人権上の課題の解決を図り、望ましい人間関係を育成する。
- ・言語環境の適正化を図り、教育環境を整備する。
- ・家庭、地域社会等との連携、協力を図り、信頼関係を深める。

教職員の研修

- ・東京都教育委員会による研修
- ・江戸川区教育委員会による研修
- ・校内研修

校種間の連携

- ・小中連携を目的とした情報交換の場を設ける。
- ・校種間相互の授業参観による、相互の実態把握を行う。

家庭・地域との連携

- ・学校評議員会等を活用して、人権教育の取り組みについて点検評価を行う。
- ・家庭等の関心や要望を的確にとらえる。